

一ノ(一) 關稅制度ノ改善ニ關スル件

昭和六年十二月

建議者 日本經濟聯盟會

建議ノ要旨

- (一) 關稅政策ノ根本方針トシテ左記產業ノ確立ニ有效ナル保護關稅（場合ニ依リ期限ヲ附シ）ヲ設定スルコト、尙保護ノ目的達成ノ曉ニ於テハ遲滯ナク之ヲ低減若ハ撤廢スルコト
- (イ) 國防上必要ニシテ平時維持ヲ要スル產業
- (ロ) 工業ノ基礎タルヘキ產業
- (ハ) 國民經濟上主要ナル產業
- (ニ) 經濟的ニ成立ノ見込アル幼稚產業

大藏省

(7.10. 小川納)

大藏省

(一) 關稅部ニ設立ノ思込テハ、
 (二) 關稅部ニ設立ノ思込テハ、
 (三) 工業ノ振興ニハ、
 (四) 工業ノ振興ニハ、
 (五) 工業ノ振興ニハ、
 (六) 工業ノ振興ニハ、
 (七) 工業ノ振興ニハ、
 (八) 工業ノ振興ニハ、
 (九) 工業ノ振興ニハ、
 (十) 工業ノ振興ニハ、
 (十一) 工業ノ振興ニハ、
 (十二) 工業ノ振興ニハ、
 (十三) 工業ノ振興ニハ、
 (十四) 工業ノ振興ニハ、
 (十五) 工業ノ振興ニハ、
 (十六) 工業ノ振興ニハ、
 (十七) 工業ノ振興ニハ、
 (十八) 工業ノ振興ニハ、
 (十九) 工業ノ振興ニハ、
 (二十) 工業ノ振興ニハ、
 (二十一) 工業ノ振興ニハ、
 (二十二) 工業ノ振興ニハ、
 (二十三) 工業ノ振興ニハ、
 (二十四) 工業ノ振興ニハ、
 (二十五) 工業ノ振興ニハ、
 (二十六) 工業ノ振興ニハ、
 (二十七) 工業ノ振興ニハ、
 (二十八) 工業ノ振興ニハ、
 (二十九) 工業ノ振興ニハ、
 (三十) 工業ノ振興ニハ、
 (三十一) 工業ノ振興ニハ、
 (三十二) 工業ノ振興ニハ、
 (三十三) 工業ノ振興ニハ、
 (三十四) 工業ノ振興ニハ、
 (三十五) 工業ノ振興ニハ、
 (三十六) 工業ノ振興ニハ、
 (三十七) 工業ノ振興ニハ、
 (三十八) 工業ノ振興ニハ、
 (三十九) 工業ノ振興ニハ、
 (四十) 工業ノ振興ニハ、
 (四十一) 工業ノ振興ニハ、
 (四十二) 工業ノ振興ニハ、
 (四十三) 工業ノ振興ニハ、
 (四十四) 工業ノ振興ニハ、
 (四十五) 工業ノ振興ニハ、
 (四十六) 工業ノ振興ニハ、
 (四十七) 工業ノ振興ニハ、
 (四十八) 工業ノ振興ニハ、
 (四十九) 工業ノ振興ニハ、
 (五十) 工業ノ振興ニハ、
 (五十一) 工業ノ振興ニハ、
 (五十二) 工業ノ振興ニハ、
 (五十三) 工業ノ振興ニハ、
 (五十四) 工業ノ振興ニハ、
 (五十五) 工業ノ振興ニハ、
 (五十六) 工業ノ振興ニハ、
 (五十七) 工業ノ振興ニハ、
 (五十八) 工業ノ振興ニハ、
 (五十九) 工業ノ振興ニハ、
 (六十) 工業ノ振興ニハ、
 (六十一) 工業ノ振興ニハ、
 (六十二) 工業ノ振興ニハ、
 (六十三) 工業ノ振興ニハ、
 (六十四) 工業ノ振興ニハ、
 (六十五) 工業ノ振興ニハ、
 (六十六) 工業ノ振興ニハ、
 (六十七) 工業ノ振興ニハ、
 (六十八) 工業ノ振興ニハ、
 (六十九) 工業ノ振興ニハ、
 (七十) 工業ノ振興ニハ、
 (七十一) 工業ノ振興ニハ、
 (七十二) 工業ノ振興ニハ、
 (七十三) 工業ノ振興ニハ、
 (七十四) 工業ノ振興ニハ、
 (七十五) 工業ノ振興ニハ、
 (七十六) 工業ノ振興ニハ、
 (七十七) 工業ノ振興ニハ、
 (七十八) 工業ノ振興ニハ、
 (七十九) 工業ノ振興ニハ、
 (八十) 工業ノ振興ニハ、
 (八十一) 工業ノ振興ニハ、
 (八十二) 工業ノ振興ニハ、
 (八十三) 工業ノ振興ニハ、
 (八十四) 工業ノ振興ニハ、
 (八十五) 工業ノ振興ニハ、
 (八十六) 工業ノ振興ニハ、
 (八十七) 工業ノ振興ニハ、
 (八十八) 工業ノ振興ニハ、
 (八十九) 工業ノ振興ニハ、
 (九十) 工業ノ振興ニハ、
 (九十一) 工業ノ振興ニハ、
 (九十二) 工業ノ振興ニハ、
 (九十三) 工業ノ振興ニハ、
 (九十四) 工業ノ振興ニハ、
 (九十五) 工業ノ振興ニハ、
 (九十六) 工業ノ振興ニハ、
 (九十七) 工業ノ振興ニハ、
 (九十八) 工業ノ振興ニハ、
 (九十九) 工業ノ振興ニハ、
 (百) 工業ノ振興ニハ、

(7.10.小川納)

大藏省

(二) 左記制度ヲ即時實施スルコト

(1) 内外價格ノ變動ニ因リ緊急ノ措置ヲ必要トスル場合ニ處スル爲
 伸縮關稅ノ制度ヲ設クルコト

(四) 産業統制、需給調節ノ爲必要アルトキハ輸入許可ノ制度ヲ迅速
 ニ實施スルコト

(ハ) 不當廉賣防止ニ關スル關稅定率法第五條ノ二ノ適用範圍ヲ廣カ
 ラシムルト共ニ運用ノ機宜ヲ得シムル様右條項ヲ改正スルコト

(ニ) 輸出國ノ貨幣價值暴落ニ基ク廉賣ノ爲本邦産業ノ維持發達ヲ阻
 害セラルル虞アル場合ニ對スル關稅増徴ノ制度ヲ設クルコト

(六) 奢侈品關稅ヲ整理シ且之ヲ一般關稅定率表中ニ組入ルルコト

(七) 原料カ内地ニ於テ相當多量ノ生産ヲ見ル物品ニ付テハ保稅工場

(7.10.小川納)

右ニ對スル當省意見

本件ハ重要政策ニ屬スル事項ナルヲ以テ慎重調査研究ノ上之カ對策ヲ決スヘキモノト認メ居レリ

ノ利用ヲ認メサルト共ニ戻稅制度ノ恩惠ヲモ與ヘサルコト、尙保稅工場ノ許可ハ之ヲ主務大臣ノ權限ニ屬セシムルコト

(ト)複關稅制度ヲ設クルコト

(三)內閣ニ直屬シ關稅國策遂行ニ適當ナル組織、權限ヲ有スル關稅審議機關ヲ設ケ前號(二)ノ(イ)、(ハ)、(ニ)、(ト)ニ關スル事項ハ右機關ノ議ヲ經ヘキモノトスルコト

ノ恩惠ハ内閣ニ就テ許容を盡シ、主務大臣ハ物品ニ付テハ保稅工場
審議機關ヲ設ケ且シテ一財關稅遂行中ニ關人ハハロイ
審議機關ハハロイ
(二)關稅國策遂行ニ基ク調査ノ爲本邦産業ノ發展促進ヲ期
スルコトハ共ニ重要ナル事ナルヲ以テ、主務大臣ハハロイ
不審調査委員ニ關シテ、關稅法中ニ規定スルノ二、三ノ條目ヲ變更
ニ實派スルコト
(三)産業發展ノ爲、審議機關ノ設置ニ關シテハ、主務大臣ハハロイ
審議機關ノ設置ニ關シテハ、主務大臣ハハロイ
(四)内閣審議ノ爲、審議ニ關シテハ、主務大臣ハハロイ
(五)關稅國策遂行ニ關シテハ、主務大臣ハハロイ